

## 嘉手納基地内での運用即応訓練に対する意見書

米軍は、嘉手納基地を拠点に12月1日から5日にかけて海兵隊所属の航空機（FA-18ホーネット、AV-8ハリアー）約35機（昨年30機）と海兵隊員約700人（昨年600人）が参加し運用即応訓練を三連協の抗議や中止要請を無視し強行した。また、海兵隊は引き続き12月11日まで嘉手納基地で訓練を行うとしている。

嘉手納基地の現状は、米軍再編ロードマップに掲げられた沖縄の基地負担の軽減とは程遠く、PAC3の配備や深夜早朝の離陸、GBS訓練、パラシュート降下訓練など、基地の運用を理由に益々その機能が強化され、恒常的、過密な訓練が固定化されている状況にある。

嘉手納基地においての外来機の飛来は、昨年2月10日から5月10日までの3か月間F-22ステルス戦闘機の一時移駐をはじめ、FA-18ホーネット戦闘機、AV-8ハリアー攻撃機、F-16戦闘機などが、嘉手納基地で訓練を行っている。

本町議会は、これまでも幾度となく基地機能強化につながる訓練や外来機の飛来などに対して、関係機関に中止を求めてきたが、騒音防止協定やSACO合意事項さえも遵守されない現状での今回の合同訓練は明らかに負担軽減に逆行するものであり、今回の運用即応訓練は到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 嘉手納基地において、運用即応訓練や他の訓練を即時に中止すること。
- 2 あらゆる訓練（射爆訓練）に伴う外来機の飛来を中止すること。
- 3 日米再編協議（SACO合意）を速やかに実施し住民が実感できる負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月 5日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当）沖縄防衛局長